

# 予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

## 事業名 地域生活定着支援事業運営委託費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 地域福祉係 電話番号：058-272-1111(内3447)

E-mail : c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 27,352千円 (前年度予算額) : 28,344千円

### <財源内訳>

| 区分  | 事業費    | 財 源 内 訳 |         |           |         |       |       |     |         |
|-----|--------|---------|---------|-----------|---------|-------|-------|-----|---------|
|     |        | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使 用 料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 28,344 | 21,258  | 0       | 0         | 0       | 0     | 0     | 0   | 7,086   |
| 要求額 | 27,352 | 20,446  | 0       | 0         | 0       | 0     | 0     | 0   | 6,906   |
| 決定額 |        |         |         |           |         |       |       |     |         |

### 2 要求内容

#### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設の出所予定者について、本人が矯正施設入所中から、出所後直ちに福祉サービス（障がい者手帳の発給、福祉施設への入所等）に繋げる準備を進め、出所予定者の社会復帰を支援する「地域生活定着支援センター」の運営を委託。

令和3年度から矯正施設入所者に加え、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等も対象に実施。

#### (2) 事業内容

##### 【地域生活定着支援センターの業務内容】

###### ・コーディネート業務

退所又は釈放までに、福祉サービス利用に必要な準備（帰住地の設定、療育手帳の取得、障害年金等の受給申請等）を行う。また、社会福祉士が適切な福祉サービスをコーディネートする。

###### ・フォローアップ業務

本人を受け入れた社会福祉施設等を定期的に訪問し、本人に対する待遇、福祉サービスの利用等に関する助言を行う。また、本人の希望に応じ、就労による社会復帰をフォローアップする。

###### ・相談支援業務

矯正施設からの退所に備え、福祉サービスの利用に繋げるため等の相談を行う。また必要な場合は、法律面での相談にも応じる。

###### ・被疑者等支援業務

刑事収容施設（留置施設、拘置所及び拘置支所並びに刑務所等の拘置区）に身体を拘束されている被疑者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、福祉サービス等の利用調整や釈放後に必要な援助等を継続的に行う。

###### ・関係諸機関との連携



### (3) 県負担・補助率の考え方

- ・国3／4 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金対象事業

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額     | 事業内容の詳細             |
|------|--------|---------------------|
| 委託料  | 27,352 | 地域生活定着支援事業運営のための委託料 |
| 合計   | 27,352 |                     |

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

岐阜県再犯防止推進計画に位置付けられている。

### (2) 国・他県の状況

地域生活定着支援センターは、厚生労働省により平成21年7月から全都道府県への設置が進められ、現在全国47都道府県に設置済みである。

### (3) 事業主体及びその妥当性

本事業を実施するにあたっては、

- ・社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を設置できること
- ・情報の秘匿性が高いことから公共性の高い事業者であることが必要であることから、これらの要件を満たし、福祉の分野における十分な理解と経験を有する法人に委託することとしている。

# 事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

#### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止に資するとともに、安全・安心な社会を目指す。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名                      | 事業開始前<br>(-) | R4年度<br>実績 | R5年度<br>目標 | R6年度<br>目標 | 終期目標<br>(R10) | 達成率 |
|--------------------------|--------------|------------|------------|------------|---------------|-----|
| ① 刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率） |              | 39.3%      | 39.0%      | 38.8%      | 38.0%         | 97% |

### (これまでの取組内容と成果)

|                   |   |
|-------------------|---|
| 令和<br>2<br>年<br>度 | ○コーディネート業務：令和2年度末実績 169件<br>矯正施設内での面接により福祉サービス等に係るニーズの確認等を行い、受け入れ先施設の斡旋、及び福祉サービスに係る申請支援等を行った。<br><br>○啓発活動<br>市民講座や関係団体主催会議において、地域生活定着支援センターの概要説明等を実施   |
|                   | ○コーディネート業務（令和3年度末実績）<br>特別調整：188件 一般調整：15件<br>○フォローアップ業務（令和3年度末実績）：73件<br>○相談支援業務（令和3年度末実績）：1,203件<br>○啓発活動<br>・岐阜県相談支援事業者連絡協議会 年8回開催<br>・岐阜県地域生活定着支援センター普及啓発研修 年1回開催   |
| 令和<br>3<br>年<br>度 | 指標① 目標：38% 実績：40.3% 達成率：94%   |
|                   | ○コーディネート業務（令和4年度末実績）<br>特別調整：204件 一般調整：20件<br>○フォローアップ業務（令和4年度末実績）：79件<br>○相談支援業務（令和4年度末実績）：1,265件<br>○被疑者等支援業務（令和4年度末実績）：2件<br>○啓発活動<br>・岐阜県地域生活定着支援センター普及啓発研修 年1回開催<br>・その他、市民講座や関係団体主催会議において、地域生活定着支援センターの概要説明等を実施 |
| 令和<br>4<br>年<br>度 | 指標① 目標：38% 実績：39.3% 達成率：97%   |

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

#### ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

| (評価) | 高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設の出所予定者等の地域生活への定着を支援することは、更生や犯罪の予防につながり、安全で安心な社会づくりに寄与するものであり、事業の必要性が高い。 |
|------|--|
| 3    |  |

#### ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり

2：期待どおりの成果あり

1：期待どおりの成果が得られていない

0：ほとんど成果が得られていない

| (評価) | 県内への帰住を希望する者に対して、可能な限り本人の意向に沿った帰住先を調整することで、地域に定着した生活を送ことができている。 |
|------|---|
| 2    |   |

#### ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

| (評価) | 事務の見直しにより、人件費・需用費・役務費等、事業にかかる経費の削減を図っている。 |
|------|---|
| 1    |   |

### (今後の課題)

#### ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

##### ○業務量の増大

平成22年1月の事業開始以降、関係機関とのネットワークを構築、岐阜保護観察所と協働し、対象者に対する支援を実施してきたところであるが、令和3年10月より、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者や被告人等で高齢又は障害などにより自立した生活を営むことが困難な方に対する相談支援を開始したことにより、支援対象者が増加し、取り扱う業務量の増加が懸念される。

##### ○支援対象者に対する業務内容の明確化

厚生労働省において、地域生活定着支援センターの支援対象者業務内容について明確な基準が定められていないため、どこまでを業務として行うかの判断が困難。

##### ○受入先の確保

矯正施設出所者であることから、受入先の確保が困難な場合が多い。

### (次年度の方向性)

#### ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

今後、安全・安心なまちづくりを着実に推進していくためには必要な事業であり、また、地域生活定着支援センターが全都道府県に設置され、相互の連携が必要とされることから、今後も継続して実施する。